

長野県登山安全条例（仮称）について

長野県観光部山岳高原観光課

1 条例化が求められる背景

- ◆ 山岳遭難件数平成 22 年から平成 25 年まで 4 年連続過去最悪を更新

平成 26 年は減少したが、年間 272 件と過去 2 番目の多さ



山岳遭難防止対策検討会からの提言（平成 26 年 3 月）

登山者の多様化、初心者への増加に対応し、県は登山者が遵守すべきルールを明示し普及すること

- ◆ 登山道一斉調査の結果 300 箇所以上の看過できない危険箇所を確認 ⇒ 登山道の集中整備が必要
- ◆ 平成 26 年 9 月 御嶽山噴火災害の発生 ⇒ 火山の防災の視点からの安全対策の必要性

2 条例により目指すもの

登山を安全に楽しむための環境を整備する。

- ◆ 登山は自己責任の原則を踏まえつつ、登山を安全に楽しむために、登山者が守るべきルールや県の責務・施策等を明確化
- ◆ 現在任意である登山計画書の提出を、条例に根拠を持たせ広く呼びかけていく。
（義務化とするが、罰則規定は設けない。）
- ◆ 安全に登山するためのインフラである登山道や標識等を継続して整備していくことを規定
- ◆ 火山については、突然の噴火により多くの登山者が被災する可能性があり、必要な施策を規定

3 条例の特色

- ◆ 「信州 山のグレーディング」による登山ルート別難易度評価
 - ・ 自分の力量にあった山選びにより山岳遭難防止を図る。
 - ・ 平成 26 年 6 月、長野県が全国に先駆けて公表
 - ・ 平成 27 年 5 月、長野県を含む 4 県でグレーディングを公表、他 3 県でも公表を検討
- ◆ 関係者合意の山域デザインに基づく登山道等の整備と協働管理
 - ・ 山小屋関係者、市町村、国、県等の県内 10 の山域ごとの関係者による山域デザインの策定
 - ・ 山域デザインをもとに関係者による協働管理体制の構築
- ◆ 広範囲な山岳を対象に登山計画書の届出を義務化
 - ・ 啓発と登山計画書を提出しやすくする環境を一層充実^{*}することで実効性を担保

※日本山岳ガイド協会が運営するオンライン登山計画書届出システム「コンパス」の普及とコンビニ FAX の活用を検討

4 その他条例に規定する項目

◆ 登山者の責務

- ・ 登山における遭難の危険性と、登山は自己の責任において実施することを認識

◆ 登山者の遵守事項

- ・ 山岳の特性を知り周到な準備をすることが遭難の未然防止につながることを認識し、登山計画書の作成
- ・ 季節や気象状況に応じた服装、必要な装備品の携行
- ・ 知事が別に定める登山を安全に楽しむためのガイドラインを遵守

◆ 登山を安全に楽しむためのガイドラインの策定と登山者に対する啓発活動の推進

- ・ 事前の準備、必要な装備、登山中の行動等を規定

◆ 山岳保険への加入（努力義務）

◆ 県の責務や関係者（山岳遭難防止対策協会、山岳ガイド、山岳関係者、旅行業者）の協働体制の明確化

- ・ 山岳遭難防止対策協会 県や市町村と連携し山岳遭難の未然防止、山岳遭難者の捜索及び救助
- ・ 山岳ガイド 登山者に対し山の魅力を提供、登山者の安全確保
- ・ 山岳関係者 安全登山のための情報提供、山岳遭難者の捜索及び救助に協力
- ・ ツアー登山実施事業者 ツアー登山に参加する登山者の安全確保、ツアー登山に山岳ガイドの同行

◆ 市町村との連携協力

5 スケジュール

平成 26 年 11 月 21 日 登山安全条例を検討していくことを公表

平成 27 年 6 月 29 日 パブリックコメント開始（～7 月 28 日まで）

現在、パブリックコメントに対する県の考え方の取りまとめを行い、条例案を作成しているところ

長野県登山安全条例(仮称)の骨子(案)の概要及び主な県の施策について

長野県観光部山岳高原観光課

骨子(案)の概要

1. 目的

この条例は、登山の安全に関し、県、登山者及び山岳関係者等の責務等を明らかにするとともに、登山を安全に楽しむための施策の基本的な事項を定めることにより、山岳遭難防止施策、山岳の環境保全及び適正利用施策、山岳遭難者の捜索及び救助施策並びに火山災害防止施策の推進を図り、もって快適で安全な登山及び日本を代表する山岳県にふさわしい観光地づくりに寄与することを目的とする。

2. 対象となる山岳・登山者

① 山岳 里山※を除く山岳

※里山：人により利用若しくは管理がなされているか又はこれらがかつてなされていた身近な森林をいう。

② 登山者 山岳を登山する者(ただし、遊歩道を通る者を除く。)で次に掲げる者以外のもの

- ・山岳遭難者の捜索救助活動に従事する者
- ・森林の整備又は伐採に従事する者
- ・山小屋等の施設の運営に従事する者
- ・索道施設の管理運営業務に従事する者 他

3. 県の責務

・県は、登山を安全に楽しむための施策を総合的に策定し、実施するものとする。

4. 登山者の責務

・登山者は、登山が常に遭難の危険を伴う行動であること及び登山は自己の責任において実施することを認識し、安全な登山に努めるものとする。

5. 登山者の遵守事項

- ・山岳の特性を知り周知な準備をすることが遭難の未然防止につながることを認識し、登山計画書の作成
- ・季節や気象状況に応じた服装、必要な装備品の携行
- ・知事が別に定める安全のためのガイドラインを遵守

6. 山岳関係者等の役割

山岳遭難防止対策協会

- ・県や市町村と連携し、山岳遭難の未然防止
- ・山岳遭難者の捜索及び救助

信州登山案内人等の山岳ガイド

- ・登山者に対し山の魅力を伝える。
- ・登山者の安全確保

山岳関係者(山岳会、山小屋事業者等)

- ・登山者に対する安全な登山のための情報提供(山小屋事業者)
- ・県や山岳遭難防止対策協会等が実施する山岳遭難者の捜索及び救助に協力

ツアー登山を実施する旅行者

- ・ツアー登山に参加する登山者の安全確保
- ・ツアー登山に十分な知識、技術及び経験を有する山岳ガイドの同行

7. 市町村との連携協力

- ・県は、登山を安全に楽しむための施策の実施に当たっては、市町村と連携するものとする。
- ・県は、市町村が実施する登山を安全に楽しむための施策に協力するものとする。

8. 県の施策

- ① 安全な登山に関する啓発活動の推進及び山を楽しむための情報の提供
- ② 山岳環境連絡会と協働で実施する安全な登山のための環境整備
- ③ 山岳遭難者の捜索及び救助
- ④ 活火山における登山者の安全確保

9. 登山計画書の届出

- ・登山者は、指定登山道を通行しようとするときは、登山計画書を知事に届け出なければならない。
- ・登山者が登山計画書を隣接県の行政機関又は届出協力団体（日本山岳ガイド協会が運営する「コンパス」を想定）に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。
- ・複数の登山者により構成される集団が同一の行程で登山するときは、当該集団を構成する登山者のうち一人の者がこれを代表して届け出ることができる。

- ① 指定山岳
 - ・近年の遭難事例や、「信州 山のグレーディング」の基準を用い、遭難の危険性が高い山岳を指定する。
 - ・国が常時監視している浅間山、御嶽山、焼岳、乗鞍岳の活火山を指定する。
- ② 指定登山道
 - ・指定山岳の登山口から山頂までの登山道をいう。

10. 山岳保険への加入

- ・登山者は、登山しようとするときは、山岳保険（山岳遭難者の捜索救助費用に充てるための保険）に加入するよう努めるものとする。

条例施行に伴う県の施策

1. 安全な登山に関する啓発活動の推進

- ・登山を安全に楽しむためのガイドラインを策定
- ・「信州 山のグレーディング」の普及、他県との連携
- ・登山体力を知る測定方法の普及

2. 山岳環境連絡会と協働で実施する安全な登山のための環境整備

- ・山域の関係者と協働して山岳の環境保全と適正利用の方針を決定
- ・地域ごとの山域の将来像に基づいた登山道及び標識の整備支援

3. 登山計画書を提出しやすくするための措置

- ・コンパスによるオンライン届出システムの普及
- ・コンビニのマルチコピー機からの計画書用紙の印刷と、コンビニからの FAX 送信
- ・FAX 受信設備の整備
- ・登山口に指定登山道であることを周知する啓発看板の設置

4. 遭難救助の強化

- ・警察本部への山岳安全対策課の設置
- ・山岳高原パトロール隊の配置

5. 活火山における登山の安全確保

- ・登山者への緊急火山情報の伝達、登山口における現在の噴火警戒レベルの掲示
- ・シェルター等の避難施設や防災用品の整備に対する補助
- ・山小屋のあり方と安全対策の検討

長野県登山安全条例（仮称）の骨子（案）

長野県観光部山岳高原観光課

1. 目的

この条例は、登山の安全に関し、県、登山者及び山岳関係者等の責務等を明らかにするとともに、登山を安全に楽しむための施策の基本的な事項を定めることにより、山岳遭難防止施策、山岳の環境保全及び適正利用施策、山岳遭難者の捜索及び救助施策並びに火山災害防止施策の推進を図り、もって快適で安全な登山及び日本を代表する山岳県にふさわしい観光地づくりに寄与することを目的とする。

2. 定義

- (1) 「山岳」 里山（人により利用若しくは管理がなされているか又はこれらがかつてなされていた身近な森林をいう。）を除く山岳をいう。
- (2) 「登山者」 山岳を登山する者（ただし、遊歩道を通行する者を除く。）で次に掲げる者以外のものをいう。
 - ア 山岳遭難者の捜索救助活動及び非常災害に対処するための活動並びにこれらの活動に係る訓練に従事する者
 - イ 山小屋（避難所及び売店等の施設を含む。以下同じ。）の運営に従事する者
 - ウ 山岳内の森林の整備又は伐採に従事する者
 - エ 山岳に所在する索道施設の管理運営業務に従事する者
 - オ アからエに掲げる者のほか、山岳内において、公益性が高いと認められる事業又は業務で規則で定めるものに従事する者[規則で除外する者]
 - ・ 国立公園、国定公園及び県立自然公園の管理業務
 - ・ 有害鳥獣捕獲業務
 - ・ 公共工事の施行又は管理の業務
 - ・ 放送法、電気事業法、電気通信事業法に基づく業務に用いられる設備又は工作物の設置、維持、解体その他の工事
- (3) 「山岳関係者」 以下に該当する者をいう。
 - ア 登山の普及及び振興を目的に結成された団体
 - イ 山小屋事業者
 - ウ 索道事業者
 - エ 登山用品販売事業者
- (4) 「指定山岳」 登山に要する体力、登山の技術的難易及びその他の事情を考慮し、規則で定めるものをいう。
- (5) 「指定登山道」 指定山岳内にある登山道のうち、知事が定める区間をいう。

3. 県の責務

県は、登山を安全に楽しむための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

4. 登山者の責務

登山者は、登山が常に遭難の危険を伴う行動であること及び登山は自己の責任において実施することを認識し、安全な登山に努めるものとする。

5. 登山者の遵守事項

登山者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 山岳の特性を知り周到な準備をすることが遭難の未然防止につながることを認識し、登山計画を作成すること。
- (2) 季節及び気象状況に応じた服装を用い及び必要な装備品を携行すること。
- (3) その他知事が別に定める事項

6. 山岳遭難防止対策協会の役割

長野県山岳遭難防止対策協会及び地区山岳遭難防止対策協会は、県及び市町村と連携し、山岳遭難の未然防止並びに山岳遭難者の捜索及び救助に努めるものとする。

7. 信州登山案内人等の山岳ガイドの役割

信州登山案内人等の山岳ガイド（登山者に付き添って案内を行うことを業とする者をいう。以下同じ。）は、登山技術の向上並びに登山並びに山岳に係る地理的及び自然的特性等に関する知識の取得に励み、登山者に対して山の魅力を伝えるとともに、的確な判断のもとに、登山者の安全確保に努めなければならない。

8. 山岳関係者の役割

- (1) 山岳関係者は、県及び山岳遭難防止対策協会等と連携し、登山者に対する安全な登山のための情報の提供に努めるものとする。
- (2) (1)のほかに山小屋事業者は、県及び山岳遭難防止対策協会等が実施する山岳遭難者の捜索及び救助に協力するものとする。

9. ツアー登山を実施する旅行業者の役割

- (1) ツアー登山（登山を目的とする企画旅行をいう。以下同じ。）を実施する旅行業者は、自らが実施するツアー登山に参加する登山者の安全確保に努めなければならない。
- (2) ツアー登山を実施する旅行業者は、当該ツアー登山に登山に関する十分な知識、技術及び経験を有する山岳ガイドを同行させなければならない。

10. 市町村との連携協力

- (1) 県は、登山を安全に楽しむための施策の実施に当たっては、市町村と連携するものとする。
- (2) 県は、市町村が実施する登山を安全に楽しむための施策に協力するものとする。

11. 基本的施策

11-1. 安全な登山に関する啓発活動の推進及び山を楽しむための情報の提供

- (1) 県は、登山を安全に楽しむための指針を策定し、登山者に対し登山の安全に関する情報の提供その他登山者に対する啓発活動を推進するものとする。
- (2) 県は、(1)による指針を定めようとするときは、あらかじめ、登山者及び山岳関係者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 県は、登山者が自らの体力、技術等に応じた登山をできるようにするため、山岳ルートグレーディング（登山に要する体力、登山の技術的難易による評価をいう。）の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 県は、登山者に対し山の魅力を伝え、山を楽しむための情報を提供するものとする。

11-2. 安全な登山のための環境整備

- (1) 県は、県内の豊かな山岳環境を維持し、登山者の安全を確保するため、国、市町村及び山小屋事業者等（「山域の関係者」という。以下同じ。）と協働して、山岳の環境保全と適正利用の方針を策定するものとする。
- (2) 県は、地域ごとの山域の関係者が当該山域の将来像に応じて実施する登山道及びその他必要な施設の整備を支援するものとする。
- (3) (2)の山域の将来像は、(1)の山岳の環境保全と適正利用の方針にのっとり、地域ごとの山域の関係者が定めるものとする。

11-3. 山岳遭難者の捜索及び救助

県は、山岳遭難者の生命及び身体を保護するため、山岳遭難者の捜索及び救助を実施するものとする。

11-4. 活火山における登山者の安全確保

県は、国及び市町村と連携し、火山災害から登山者の安全を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 市町村による噴火時における登山者の避難計画の策定に対する支援
- (2) 関係市町村及び登山者に対する火山情報の提供
- (3) 市町村等が実施する火山災害に備えるために必要な施設及び設備の整備の支援

12. 登山計画書の届出

- (1) 登山者は、指定登山道を通行しようとするときは規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
 - ア 登山者の住所及び氏名
 - イ 登山の期間及び行程
 - ウ 装備品の内容
 - エ 緊急時における連絡先
 - オ その他、規則で定める事項
- (2) (1)にかかわらず、当該登山者が当該各号に掲げる事項を記載した登山届、入山届その他の書面を長野県と隣接する県にある行政機関又は届出協力団体（登山計画書を広く登山者から受け付ける団体で規則に定めるものをいう。）に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

- (3) (1)及び(2)の場合において、複数の登山者により構成される集団が同一の行程で登山するときは、当該集団を構成する登山者のうち一人の者がこれを代表して届け出ることができる。
- (4) 県は、登山計画書を提出しやすくするための必要な措置を講ずるものとする。

13. 事務の委託

知事は、「12. 登山計画書の届出」の規定による届出の受理、当該届出に係る事実の確認のための措置その他の当該届出に係る事務の一部を知事が指定する者に委託することができる。

14. 山岳保険への加入

登山者は、登山しようとするときは、山岳保険（山岳遭難者の捜索救助費用に充てるための保険（共済その他互助制度を含む。）をいう。）に加入するよう努めるものとする。

15. 財政上の措置

県は、登山を安全に楽しむための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。